

開発行為及び道路位置指定の施工に伴う工事記録写真撮影指針及び注意点

1 工事記録写真撮影の総則

- (1) 写真は、カラーとし大きさは原則としてサービス版とする。
- (2) 写真は、各種構造物の形状寸法や配置が分かるようにリボンロッド等を使い、説明等を記入した黒板を入れて撮影する。
- (3) 工事写真帳は、A4サイズの簡易写真帳を使用し、施工段階毎に整理する。

2 撮影項目及び撮影頻度

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| (1) 工事着手前及び完成後 | 全景及び代表部分を3箇所 |
| (2) 下水道本管 | 30mに1箇所 |
| (3) マンホール（人孔） | 3箇所に1箇所 |
| (4) マンホールジョイント | 全箇所 |
| (5) ます及び取付管 | 3箇所に1箇所（支管取付部は全箇所） |
| (6) 道路雨水浸透施設及び取付管 | 3箇所に1箇所（支管取付部は全箇所） |
| (7) 構造物撤去 | 全箇所（全景及び埋め戻し含む。） |
| (8) 取付管撤去 | 全箇所（下水道本管 閉塞箇所 含む。） |
| (9) その他市職員が指示した箇所 | 市職員の指示による。 |
| (10) 都道を占用する場合には、別途指示を受けること。 | |

3 撮影の主な注意点

- (1) 下水道本管の施工状況
 - ①本管（VU管及びFRP管）下10cm、管上10cmのしゃ断層用砂又は改良土
- (2) マンホール（人孔）
 - ①人孔据え付け状況（三鷹市下水道標準構造図参考）
 - ②耐震性可とう継ぎ手（貼付不可）のアップ写真
- (3) ます及び取付管
 - ①ます据え付け状況（三鷹市下水道標準構造図参考）
 - ②本管穴あけ完了時（コア（コンクリート片、塩化ビニル片）の写真）
 - ③支管取付完了時（**接着剤を接合面全面に均一かつ十分に塗布していることが確認できる写真、番線またはビス止めのアップ写真**）
 - ④取付管下10cm、管上10cmのしゃ断層用砂又は改良土施工状況
 - ⑤取付管（砂付）布設完了時（ますまでの全景とします。）
 - ⑥砂埋め戻し及び転圧状況（敷砂含む）
 - ⑦L形の小口径（内径200mm）公共ますを設置する場合は、L形ます縁塊用底板の施工状況
 - ⑧ます蓋（合流・汚水・雨水の刻印が確認できるもの。）
- (4) 道路雨水浸透施設及び取付管
 - ①ます据え付け状況（三鷹市下水道標準構造図参考）
 - ②本管穴あけ完了時（コア（コンクリート片、塩化ビニル片）の写真）
 - ③支管取付完了時（**接着剤を接合面全面に均一かつ十分に塗布していることが確認できる写真、番線またはビス止めのアップ写真**）

- ④取付管下 10 cm、管上 10 cmのしゃ断層用砂又は改良土施工状況
- ⑤取付管（砂付）布設完了時（ますまでの全景とします。）
- ⑥砂埋め戻し及び転圧状況（敷砂含む）
- ⑦ます蓋（浸透の刻印が確認できるもの。）
- (5) 取付管撤去
 - ①閉塞完了時（接着剤を接合面全面に均一かつ十分に塗布し、番線またはビス止めのアップ写真及びモルタルで防護する写真）
 - ②砂埋め戻し及び転圧状況（敷砂含む）

※写真が確認できない場合、施工のやり直しとなる場合がありますので、ご注意ください。

4 開発行為等で、管渠布設工事を施工する場合の注意点

(1) インバートの施工及び管防護工等

起点マンホールのインバートは、布設管径の半分の大きさで、マンホール内の直径部分全部を切ってください。

マンホールとの管接合部は、「下水道マンホール用耐震性継手（貼付式不可）」を設置してください。

(2) マンホール及び公共ますの蓋の表示について

マンホール及び公共ますの蓋の形状は、標準構造図に示してありますが、蓋の表示については、次のとおりになしてください。

①分流区域

汚水マンホール蓋	三鷹市の紋章と「汚水」の文字
雨水マンホール蓋	三鷹市の紋章と「雨水」の文字
公共ます（汚水）蓋	三鷹市の紋章と「汚水」マークの密閉蓋
公共ます（宅内雨水）蓋	三鷹市の紋章と「雨水」マークの密閉蓋

②合流区域

マンホール蓋	三鷹市の紋章のみ
公共ます（汚水）蓋	三鷹市の紋章と「合流」マークの密閉蓋
道路雨水浸透施設用ます蓋	三鷹市の紋章と「☉」マーク

また、維持管理の関係上マンホール蓋は、次の業者の製品を使用してください。

※ 長島鋳物(株)	Tel 048(721)3311(代)
※ 日之出水道機器(株)	Tel 03(3585)2151(代)
※ (株)ダイモン	Tel 03(3243)1181
※ (株)北勢工業	Tel 03(3901)8201(代)
※ トミス株式会社	Tel 03(3370)6104
※ 虹技株式会社	Tel 03(6436)0261

(3) 下検査について

下検査は事前にご連絡をいただき、下検査日の3開庁日前までに工事写真を提出してください。舗装前に管渠布設状況の検査を三鷹市水再生課職員が行います。(下検査の際、水を用意しておいてください。また、事前に完了予定図(平面図・縦断図)を1部提出してください。)

また、水準測量をおこなうため、工事車両が現場に残らないようにしてください。

※ 本管の管接続の位置、取付管の接続位置を下検査時に現場に展開しておいてください。

(4) 本検査及び完了図等について

- ① 下検査時に三鷹市水再生課職員が測量した数値をもとに作成してください。(平面図の縮尺は原則1/250)
- ② 本検査前に、「下水道自費工事完了届及び検査願い(管渠布設)」と完了図(案内図・平面図・縦断図)3部を三鷹市水再生課に提出してください。本検査時に完了図をもとに、三鷹市水再生課職員が確認させていただきます。
- ③ 本検査時に指摘した全ての書類等の提出をもって、三鷹市都市整備部都市計画課開発指導係に完了の報告をいたします。
- ④ 道路雨水浸透施設の集水ますのコーピン部に、三鷹市でお渡しする道路雨水浸透施設のプレートを貼り付けてください。

(5) 施工についての協議

支障物件等で許可内容に変更が生じた場合には、施工前に必ず三鷹市水再生課職員と協議して、指示を受けて施工してください。

下水道施設保全に関するお願い

建築物の建築中に発生したコンクリート、モルタル、砂利等やスコップ等の洗い水を下水道の公共ます(道路用雨水ます含む)に絶対に流さないでください。

モルタルは下水管の中で硬化し、下水の流れを妨げ、管の詰まりで悪臭が発生し、ひいては下水排水機能に重大な影響を及ぼします。

また、分流地域の雨水ますにモルタル等を流すと、河川に直接放流し、重大な事故につながります。

下水道施設にモルタル等の下水以外の物を流した場合は、不法投棄として法律で罰せられますので、必ず建築主及び建築業者に申し送りをしてください。

なお、それでも不法投棄をした場合は、事業者の責任において、モルタル等の不法投棄物を除去することになります。